

# 津波災害警戒区域を指定します！

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく

**津波災害警戒区域(イエローゾーン)**を令和4年度に指定します。

今後の市町村との協議により変更する場合があります。



津波災害警戒区域内にあり、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設で、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。

## 津波災害警戒区域の指定

島根県では、令和4年(2022年)度に指定予定です。  
津波災害警戒区域については下欄をご覧ください。

## 地域防災計画に定められる

円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設は、地域防災計画に名称等が定められます。

## 避難確保計画の作成

- 市町村長に報告
- 公表

## 避難訓練の実施

- 避難訓練の実施
- 結果を市町村長に報告

## 要配慮者利用施設とは？

下記施設が該当します。

- 老人福祉施設
  - 有料老人ホーム
  - 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
  - 身体障害者社会参加支援施設
  - 障害者支援施設
  - 地域活動支援センター
  - 福祉ホーム
  - 障害福祉サービス事業の用に供する施設
  - 保護施設
  - 児童福祉施設
  - 障害児通所支援事業の用に供する施設
  - 児童自立生活援助事業の用に供する施設
  - 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
  - 子育て短期支援事業の用に供する施設
  - 一時預かり事業の用に供する施設
  - 児童相談所
  - 母子健康包括支援センター
  - その他これらに類する施設
- 〔社会福祉施設〕
- 幼稚園
  - 小学校
  - 中学校
  - 義務教育学校
  - 高等学校
  - 中等教育学校
  - 特別支援学校
  - 高等専門学校
  - 専修学校(高等課程)
- 〔医療施設〕
- 病院
  - 診療所
  - 助産所

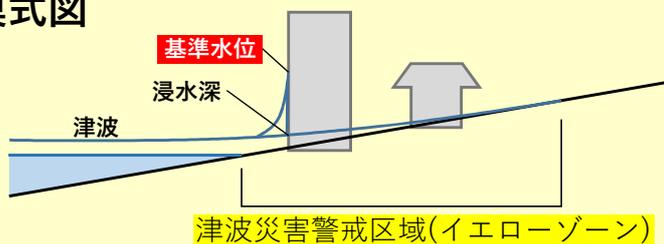
## 避難確保計画に定めるもの

- 防災体制に関する事項
- 利用者の誘導に関する事項
- 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- その他必要な措置に係る事項

## 津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波をシミュレーションし、浸水する範囲を、津波から「逃げる」ために、警戒避難体制を特に整備すべき区域「津波災害警戒区域」として指定します。

## 模式図



## 指定されると・・・？

- 建物によるせり上がりを考慮した津波の水位「**基準水位**」を公表します。  
計算上この水位以上に水はきません。
- 市町村において、地域防災計画、ハザードマップの作成が義務付けられます。
- 地下街や要配慮者利用施設などで、避難確保計画の作成が義務付けられます。
- 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象となります。
- 土地利用、建築に関する規制はありません。  
津波災害特別警戒区域には規制がありますが、今回は指定しません。

